

堺市公報 第77号	令和元年 7月 5日 発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町 3番 1号

目 次

	頁
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について 【健康福祉局健康部精神保健課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について 【健康福祉局健康部精神保健課】	5
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	6
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	6
○道路法に基づく市道路線の認定及び廃止について 【建設局土木部路政課】	7
<公告>	
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	10
○都市公園法第5条の5第1項に係る認定について 【建設局公園緑地部公園監理課】	10
<監査委員公表>	
○監査結果に基づく措置通知書の公表 【監査委員事務局監査課】	13

○監査結果に基づく措置通知書の公表
 【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

○監査結果に基づく措置通知書の公表
 【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

○監査結果に基づく措置通知書の公表
 【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

○監査結果に基づく措置通知書の公表
 【監査委員事務局監査課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

告 示

堺市告示第251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
すぎもと脳神経外科クリニック	堺市南区原山台2-2-1 ト ナリエ梅・美木多1-15	病院・診療所	令和元年5月1日
のぞみ薬局 堺店	堺市南区和田48	薬局	平成31年3月1日
のぞみ薬局 津久野店	堺市西区津久野町1-4-3	薬局	平成31年3月1日
くぼ薬局	堺市西区上野芝向ヶ丘町2-9 -40	薬局	平成31年4月1日

アイセイ薬局 梅・美木多店	堺市南区原山台2-2-1	薬局	令和元年5月1日
キリン堂薬局 フレスポしんかな店	堺市北区新金岡町5-1-1 フレスポしんかな1階	薬局	令和元年5月1日
よつば薬局	堺市北区百舌鳥梅町3-21-6 1F	薬局	令和元年5月1日
スギ薬局 深井中町店	堺市中区深井中町1216-7	薬局	令和元年6月1日
訪問看護ステーション きらく	堺市東区白鷺3-1816-4	訪問看護	平成31年3月1日
ちえりー訪問看護ステーション	堺市東区草尾1166-2 2階	訪問看護	平成31年4月1日
訪問看護ステーション ニコニコ	堺市美原区北余部40-30	訪問看護	平成31年4月1日
訪問看護ステーション すみれの家	堺市西区山田2-189-8	訪問看護	平成31年4月1日
訪問看護ステーション あいしん	堺市堺区車之町西2-2-32ロイヤルコートビルⅢ403	訪問看護	令和元年5月1日
訪問看護ステーション AILE	堺市西区鳳北町10-34-101	訪問看護	令和元年5月1日
みおつくし訪問看護ステーション	堺市東区大美野158-3 大美野レジデンス103号	訪問看護	令和元年5月1日
アール訪問看護ステーション さかい	堺市南区檜尾114-1	訪問看護	令和元年5月1日
訪問看護ステーション ふろっと	堺市南区晴美台2-45-2	訪問看護	令和元年5月1日
ケアサービスはるかぜ 訪問看護ステーション	堺市西区草部230-4	訪問看護	令和元年6月1日
かえるこころの訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町130-42 さかい新事業創造センターS-Cube 309	訪問看護	令和元年6月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
大坪医院	堺市中区深井中町529-2 福寿苑8号室	病院・診療所	令和元年5月1日
なやクリニック	堺市中区陶器北449	病院・診療所	令和元年5月1日
なかクリニック	堺市堺区中瓦町1-4-27 小西ビル2階	病院・診療所	令和元年6月1日
ペガサスリハビリテーション病院	堺市西区浜寺船尾町東4-269	病院・診療所	令和元年6月1日
ナオール薬局宿院店	堺市堺区中之町西1-1-10 堀ビルB1	薬局	令和元年5月1日
らいふ薬局北野田店	堺市東区北野田551-16	薬局	令和元年5月1日
幸生堂薬局	堺市北区金岡町3025-10	薬局	令和元年6月1日
スギ薬局 堺美原店	堺市美原区北余部470-1	薬局	令和元年6月1日
訪問看護ステーションフェイト深井	堺市中区深井清水町1804-40	訪問看護	令和元年5月1日
ベルアンサンブル訪問看護ステーション	堺市西区菱木1-2343-17	訪問看護	令和元年7月1日
訪問看護ステーションなごみ	堺市東区西野254-3	訪問看護	令和元年7月1日

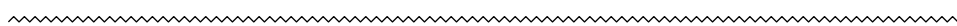
堺市告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	ベルアンサンプル訪問看護ステーション	堺市西区菱木1-2343-11	薬局	令和元年5月7日
変更後	ベルアンサンプル訪問看護ステーション	堺市西区菱木1-2343-17	薬局	



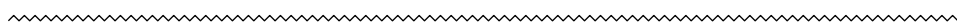
堺市告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	ちえりー訪問看護ステーション	堺市東区草尾1166-2 2階	訪問看護	令和元年6月1日
変更後	草尾リハビリ訪問看護ステーション	堺市東区草尾1166-2 2階	訪問看護	



堺市告示第255号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和元年7月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
株式会社ビーナズ	堺市堺区田出井町1番1号 ベルマージュ堺2階	児童発達支援 放課後等デイサービス	ビーナスキッズみくにごおか	堺市堺区北三国ヶ丘町八丁7番3号 トライアンフ北三国1階	2756020315

堺市告示第256号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和元年7月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号

一般社団法人あかるいひ	堺市東区南野田337番地62	障害児相談支援	みらい	堺市中区大野芝町174-1 吉田文化2階16号室	2776100204
-------------	----------------	---------	-----	--------------------------	------------

堺市告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条又は第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、又は廃止する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月5日

堺市長 永藤英機

- 1 整理番号 別紙調書のとおり
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 起点終点 別紙調書のとおり
- 4 重要な経過地 別紙調書のとおり

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
7373	浅香山常磐101号線	堺区浅香山町3丁61番6地先 北区常磐町2丁62番地先		大和川線事業に伴う認定
㊦950	東浅香山常磐101号線	北区東浅香山町2丁44番3地先 北区常磐町1丁42番7地先		〃
ハ1039	土師213号線	中区土師町4丁1886番18地先 中区土師町4丁1886番13地先		都市計画法第39条による 帰属
㊦947	平井48号線	中区平井572番7地先 中区平井572番23地先		〃
㊦948	平井49号線	中区平井1029番14地先 中区平井1029番17地先		〃
㊦949	東山65号線	中区東山608番15地先 中区東山609番3地先		〃
㊦600	高倉台84号線	南区高倉台2丁10番44地先 南区高倉台2丁10番37地先		〃
㊦601	多治井73号線	美原区多治井491番1地先 美原区多治井481番1地先		〃

市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
t458	東浅香山101号線	北区常磐町1丁24番2地先 北区東浅香山町2丁124番1地先		大和川線事業に伴う廃止

公 告

堺市公告第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市中区福田285番3及び285番7から285番14まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市中区福田578番地6
株式会社吉村一建設
代表取締役 友藤 昭弘

堺市公告第361号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定に基づき、公募設置等計画について公園管理者が認定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 公募設置等計画の認定日
令和元年6月20日
- 2 公募設置等計画の有効期間

この事業における最初の設置管理許可日から20年間

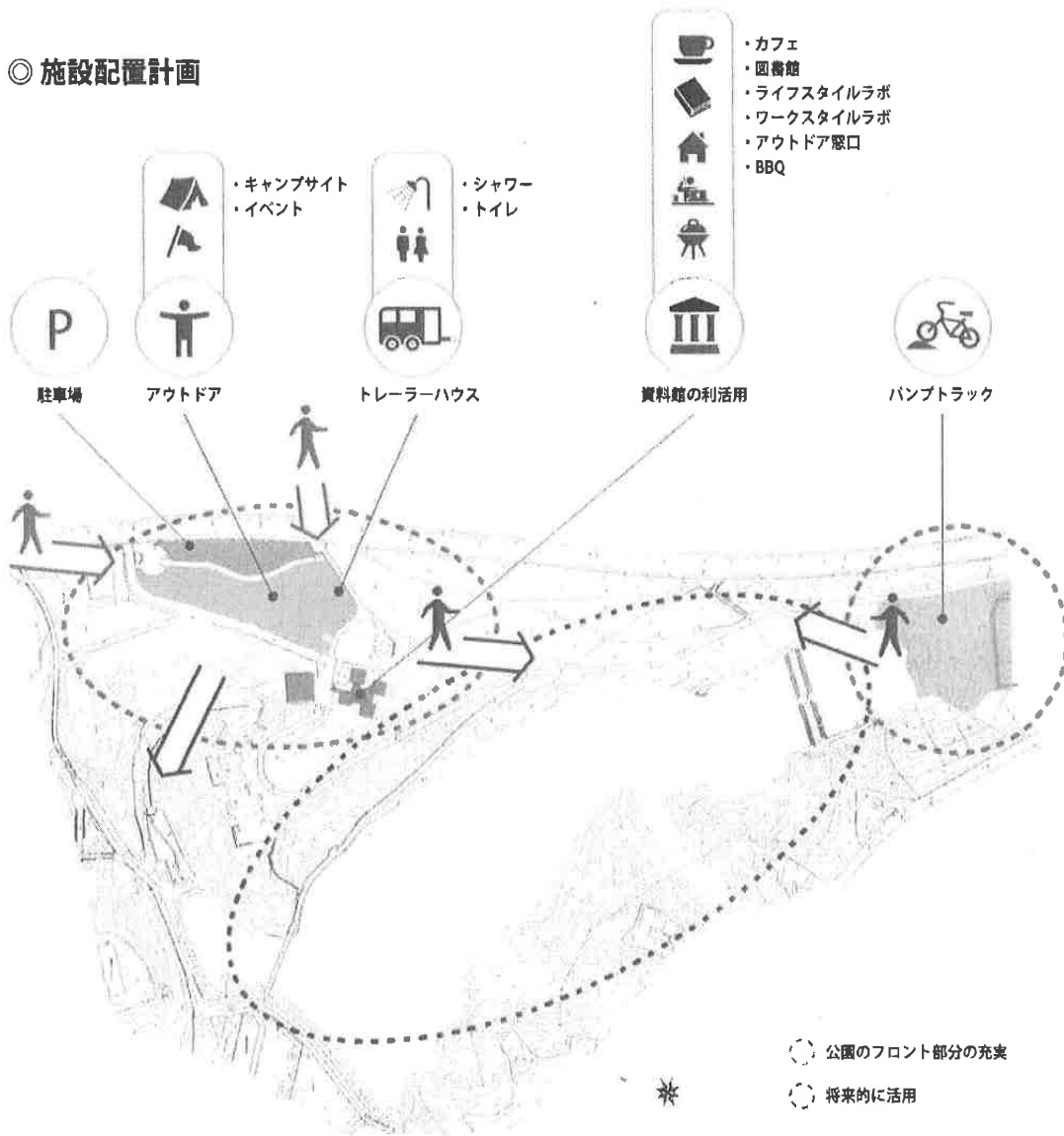
3 公募対象公園施設の場所

堺市南区若松台一丁1-9ほか地内

大蓮公園内（別紙詳細）

大蓮公園内別紙

◎ 施設配置計画



公募対象公園施設		特定公園施設		利便増進施設等	公募対象公園施設
旧泉北すえむら資料館	トレーラーハウス	駐車場	パンプトラック	看板	アウトドア施設

監査委員公表

堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

堺市監査委員	西川良平
同	裏山正利
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行管第401号

令和元年6月17日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成31年3月25日付け監査委員報告第27号	市長公室
平成31年3月25日付け監査委員報告第28号	危機管理室
平成31年3月25日付け監査委員報告第31号	美原区役所
平成31年3月25日付け監査委員報告第33号	堺市立初芝体育館、堺市初芝野球場、堺市初芝テニスコート、堺市立初芝体育館駐車場、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場
平成31年3月25日付け監査委員報告第34号	堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成30年11月1日～平成31年3月25日	
措置を講じた部局等	市長公室	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>雑入（広報さかい広告収入）について</p> <p>広報さかいに企業等の広告を掲載し、広告収入を収入している。</p> <p>この事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 契約書の引用条項</p> <p>「広報さかい」広告収集掲載業務の契約書について、当該契約書に検査に係る条項がないにもかかわらず、それを引用する規定をし、また、複数箇所において誤った条項を引用していた。</p>	<p>「広報さかい」広告収集掲載業務について、検査に係る条項を引用する規定を削るとともに条項の引用誤りを改める変更契約を、平成31年2月13日に締結しました。</p> <p>契約締結の決裁過程における確認を徹底し、再発防止を図ります。</p>	<p>広報部 広報課</p>
<p>2 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p>		

<p>ア 公有財産台帳等の記載</p> <p>公有財産台帳及び公有財産貸付台帳について、以下のようなものがあつた。</p> <p>(7) 堺市財産規則では、公有財産台帳には、公有財産の種類、所在、数量、財産価格、得喪の年月日及び事由その他必要な事項を記載し、その状況を明らかにしなければならないとされている。</p> <p>しかし、公共施設用地（西区築港浜寺西町）の公有財産台帳において、当該土地を分筆し、その後一部を売り払ったにもかかわらず、分筆や売払いの異動事項を記載していなかった。</p> <p>(イ) 堺市財産規則では、財産の貸付けをした場合には、公有財産貸付台帳を備え、必要な事項を記載して整理しなければならないとされている。</p> <p>しかし、元泉北高倉小学校の公有財産貸付台帳において、土地及び建物を貸し付けているにもかかわらず、土地に係る貸</p>	<p>御指摘を受け、直ちに公共施設用地（西区築港浜寺西町）の公有財産台帳の記載内容の訂正・追記を行いました。</p> <p>また、課長から課員に対し、公有財産台帳の管理にあたっては、財産活用課作成の記載要領を確認して、事務を行うよう平成31年1月15日に指導し、さらに、平成31年2月15日に他の台帳についても誤った記載が無いか、確認するよう指導しました。今後、再発を防止するため、公有財産の内容に変更がある場合は、公有財産異動報告にかかる決裁文書に異動内容を反映した公有財産台帳と台帳の記載要領を添付させ、記載内容が正しく記載されているか、担当者と財産管理主任が確認を行うこととしました。</p> <p>御指摘を受けた公有財産貸付台帳については、建物に係る貸付内容を平成31年1月21日に、追記しました。</p> <p>また、平成31年2月15日に、所属長が所属職員に対し、公有財産の貸付に関しては、今回の事案を示し、貸付許可した財産を確実に公有財産貸</p>	<p>企画部 企画推進担当</p> <p>ニュータウン地域再生室</p>
---	---	--

<p>付内容のみを記載し、建物に係る貸付内容を記載していないものがあった。</p> <p>イ 行政財産の目的外使用許可 高倉台近隣センターオープンスペースの土地に係る目的外使用許可において、架空線10.3m分の申請に対し、誤って使用料を徴収する架空線6.3m分のみを許可しているものがあった。</p> <p>ウ 普通財産の管理 元泉北高倉小学校の土地について、平成30年12月20日に実地調査を行ったところ、手続が行われることなく設置された看板2台があった。</p> <p>2(2) 職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について 時間外勤務手当に係る事務について、指摘すべき事項として以下の</p>	<p>付台帳に記載するとともに、室次長が入力後の公有財産貸付台帳に正しく記載されているかの確認をするよう指導しました。</p> <p>御指摘を受けた目的外使用許可については、平成31年2月12日付で正しい許可内容の決裁を行い、決裁後に変更許可書を相手方に送付しました。</p> <p>また、平成31年2月15日に、所属長が所属職員に対し、今回の事案を示し、申請内容と許可内容の整合性について、起案時に点検・確認・最終確認の厳重なチェックを重ねた上で文書の作成を行うよう指導しました。</p> <p>御指摘を受けた看板2台については、平成31年1月16日に、管理する敷地から速やかに撤去させました。</p> <p>また、平成31年2月15日に、所属長が所属職員に対し、公有財産貸付台帳と現地の状態との整合性の確認を徹底するよう指導しました。</p>	<p>ニュータウン地域再生室</p> <p>ニュータウン地域再生室</p>
---	---	---------------------------------------

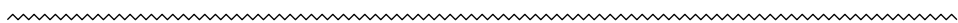
<p>ようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 時間外勤務の管理</p> <p>労働基準法では、労働時間が8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされている。</p> <p>しかし、時間外勤務を実施することで労働時間が8時間を超える職員に対し、1時間の休憩時間を与えていないものがあつた。</p>	<p>実勤務では休憩を取得しておりましたが、職員情報システムで申請する際に休憩時間の入力漏れがありました。御指摘後、直ちに修正するとともに、改めて労働時間に対して必要な休憩時間と実施時間の正確な申請を課内全職員にメール及び口頭にて周知徹底しました。また、所属長においても申請時に実労働時間と休憩時間の適正性の確認を徹底しています。</p>	<p>広報部 広報課</p>
<p>イ 時間外勤務手当の予算科目</p> <p>基幹統計調査事務に係る時間外勤務を実施した場合は、時間外勤務の実施申請時に、時間外勤務手当の予算科目として、「基幹統計調査費」を選択しなければならないが、職員が誤った予算科目で実施申請をし、所属長がそれを承認しているものがあつた。</p> <p>なお、前回監査（平成27年度）においても、同様の指摘を行っている。</p>	<p>御指摘を受け、正しい費目からの支出となるよう、平成30年12月19日及び平成31年1月10日に修正処理を行いました。</p> <p>再発を防止するため、課内会議で文書を配布のうえ、課長が課員に説明及び指導を行いました。また、職員情報システムの決裁ルートに確認者を追加し、決裁者である所属長及び確認者による二重点検を行うこととしました。</p>	<p>企画部 調査統計担当</p>
<p>2(3)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようものがあつたので、適切な処理をする</p>		

<p>必要がある。</p> <p>ア 請書の特約条項 開庁記念式典舞台関係業務において、必要な特約条項（破産法等に基づいて契約が解除された場合に発注者が違約金を徴収できる旨の特約条項）がない請書を受け取っていた。</p> <p>イ 契約金額の内訳 若年層向け泉北ニュータウンプロモーション業務において、履行期間が約7か月であるにもかかわらず、契約金額の内訳であるホームページのサーバーレンタル料の数量を12か月分とした見積書の提出を受け、誤った契約金額で契約を締結していた。</p> <p>2(4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の確認 物品取扱員は、切手等の受払いに係る月計処理時に、当該月に係る受払いの事実を確認し、現物照</p>	<p>今回の御指摘を受け、委託業務起案時には調達課指定の最新様式を使用するよう平成31年1月23日に所属長から所属職員に指導を行いました。</p> <p>御指摘の契約については、サーバーレンタル料を7か月分とした変更(減額)契約を平成31年2月14日付けで行いました。</p> <p>また、平成31年2月15日に、所属長が所属職員に対し、今回の事案を示し、見積書を徴取した場合には、契約期間や契約金額、仕様書に記載の業務内容と見積書の記載内容に齟齬がないかを起案時に点検・確認・最終確認を徹底した上で文書作成を行うよう指導しました。</p> <p>押印漏れがあった切手受払簿の6月及び8月の月計及び累計の行に、平成31年1月23</p>	<p>秘書部 秘書課</p> <p>ニュータウン地域再生室</p> <p>秘書部 秘書課</p>
--	--	--

<p>合を行うとともに、切手等受払簿の月計及び累計の行に、確認印を押印することとされている。</p> <p>しかし、物品取扱員が月計処理時に確認印を押印していないものがあった。</p>	<p>日に、記載内容を確認した上で、物品取扱員の押印を行いました。</p> <p>今回の御指摘を受け、チェック体制を強化するため、4半期毎に所属長が切手の残数と切手受払簿を突き合わせてチェックすることとし、そのことを簿冊に添付している記載要領にも追記しました。</p> <p>御指摘があった押印漏れについては、平成31年2月12日に、記載内容を確認した上で、押印を行いました。</p> <p>再発を防止するため、最新の事務処理例を簿冊に添付するとともに、最新の運用について常に確認を行ってまいります。</p>	<p>企画部 調査統計担当</p>
<p>イ 公金外現金の取扱状況の報告</p> <p>公金外現金取扱基準では、毎年度終了時に、局総務担当課長に公金外現金の検査実施状況を含めた取扱状況を報告することとされている。</p> <p>しかし、泉北ニュータウン再生府市等連携協議会及び泉北ニュータウンまちびらき50周年事業実行委員会の事務で扱っている公金外現金の取扱状況に係る平成29年度分の報告書において、平成28年度分の検査実施状況を報告していた。</p>	<p>平成29年度分の公金外現金の取扱状況の報告については、平成31年2月28日付けで、平成29年度分の検査実施状況を記載した公金外現金取扱状況の修正報告書を提出しました。</p> <p>また、平成31年2月15日に、所属長が所属職員に対し、研修やマニュアル作成等により、公金外現金取扱基準の遵守を徹底するよう指導するとともに、今回の事案を示し、検査実施状況について、検査日及び検査員名についての認識誤り及び記載誤りのないよ</p>	<p>ニュータウン地域再生室</p>

<p>ウ 前渡資金の精算</p> <p>堺市会計規則では、前渡資金（経常経費）は、月ごとに、当該月の翌月 7 日までに精算しなければならないが、市長が特に指定する経費については、別に定めるところによるとされている。</p> <p>東京事務所が所管する前渡資金（経常経費）は、市長が特に指定する経費として、平成 10 年度の市長決裁において、月ごとではなく、原則年度終了後 10 日以内に、当該年度分を一括して精算すること（以下「一括精算」という。）と定められている。また、当該経費のうち、自動車借上料については、一括精算の対象をタクシークーポン券購入代金に限定している。</p> <p>しかし、タクシークーポン券の購入ではなく、タクシー乗車時の現金支払で支出する自動車借上料を、当該市長決裁を根拠として、誤って一括精算していた。</p>	<p>うに指導するとともに、文書作成時に点検・確認・最終確認を行うよう指導しました。</p> <p>現金で支払ったタクシー利用についてもこの取扱いができると誤って解釈していました。しかし、御指摘を受け、平成 31 年 2 月 7 日付で市長決裁をとり、タクシークーポン券に限らず、自動車借上料については年度終了後 10 日以内に当該年度分を一括して精算する内容に改めました。</p>	<p>東京事務所</p>
<p>エ 支払証明書の申請</p> <p>前渡資金精算報告書に添付する支払証明書の申請者は、前渡資金受領者でなければならない。</p> <p>しかし、研修会等参加負担金に係る前渡資金について、前渡資金受領者以外の職員が支払証明書の申請者となっていた。</p>	<p>前渡資金の支払証明は、精算報告者である前渡資金受領者が申請すべきところ、誤って、実際に現金を支払った職員が申請しておりました。</p> <p>御指摘後速やかに前渡資金（随時払）における支払証明の申請については、前渡資金受</p>	<p>東京事務所</p>

<p>オ 現金出納簿の記載</p> <p>研修会等参加負担金の前渡資金に係る現金出納簿において、研修会等参加負担金の残金の払出日を誤って記載しているものがあった。</p>	<p>領者が行うべき旨所属長より所内職員に対し注意を促すとともに、注意事項を記載した書面を現金出納簿に添付しました。</p> <p>誤って払出予定日を記載していたため、訂正しました。現金出納簿の払出記載時には記入者だけでなく、前渡資金受領者においても払出日を確認するよう所属長より所内職員に注意を促すとともに、注意事項を記載した書面を現金出納簿に添付しました。</p>	<p>東京事務所</p>
---	--	--------------



堺市監査委員公表第24号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

堺市監査委員	西川良平
同	裏山正利
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行管第401号

令和元年6月17日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成31年3月25日付け監査委員報告第27号	市長公室
平成31年3月25日付け監査委員報告第28号	危機管理室
平成31年3月25日付け監査委員報告第31号	美原区役所
平成31年3月25日付け監査委員報告第33号	堺市立初芝体育館、堺市初芝野球場、堺市初芝テニスコート、堺市立初芝体育館駐車場、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場
平成31年3月25日付け監査委員報告第34号	堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成30年11月1日～平成31年3月25日	
措置を講じた部局等	危機管理室	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1</p> <p>物品購入について</p> <p>物品購入に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 物品の検収</p> <p>災害備蓄用毛布の購入について、納入仕様書では、真空包装の10年間の品質保証証明書を納品時に提出することとされている。しかし、品質保証証明書の提出を受けていないにもかかわらず、物品の検収を行っていた。</p>	<p>本調達の見取は規定数の納品と各種証明書の提出を受け、仕様書に定める品質を有していることを確認した後に実施すべきであるところ、誤って規定数の納品のみで検収を行ってしまったものです。</p> <p>今後このようなことのないよう、調達課作成の物品調達事務説明会資料(平成30年度版)及び堺市物品検査要綱に基づく室内研修を平成31年1月25日に実施しました。</p>	<p>危機管理室 防災課</p>
<p>2</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p>		

<p>ア 委託業務における書類管理</p> <p>堺市防災テレメータシステム 保守点検業務及び耐震性貯水槽 緊急遮断弁遠隔監視業務におい て、契約書と仕様書を一体のもの として管理していなかった。</p>	<p>業務委託起案書に添付する 仕様書（案）から変更がなく、 仕様内容が仕様書（案）によ り確認できるため、契約書原 本と仕様書を一体で管理して おりませんでした。</p> <p>今後、委託契約を締結する 際は、仕様書も契約書同様、 相手方との合意内容である点 を鑑み、契約書と仕様書を袋 とじにし、一体で管理するよ うにいたします。</p>	<p>危機管理室 防災課</p>
<p>3 現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務につい て、指摘すべき事項として以下のよ うなものがあったので、適切な処理 をする必要がある。</p>		
<p>ア 公金外現金の取扱状況の報告</p> <p>公金外現金取扱基準では、毎年 度終了時に、局総務担当課長に公 金外現金の取扱状況を報告する こととされているが、堺泉北地域 防災相互無線協議会の事務で扱 っている公金外現金について、取 扱状況を報告していなかった。</p>	<p>堺泉北地域防災相互無線協 議会の公金外現金は、同協議 会管理の無線局の電波利用料 を構成機関である堺市、高石 市、泉大津市及び堺・泉北臨 海特別防災地区協議会より徴 収したのち、近畿総合通信局 に支払う事務を行っていま す。</p> <p>近畿総合通信局からの電波 利用料の請求は例年 6 月にな され、公金外現金事務をその 前後の期間以外に行うことが ないため、年度終了時に実施 すべき検査及び検査報告を失 念していたものです。</p> <p>御指摘を受け、公金外現金</p>	<p>危機管理室 危機管理課</p>

	<p>取扱基準を改めて職員に周知し、毎年度終了時に速やかに検査を実施のうえ、取扱状況を報告するよう所属長より平成31年2月4日に指導を行いました。</p> <p>また、平成31年度より事務分担表に「公金外現金の検査に関すること」の項目を明記し、担当を明確にいたしました。</p>	
--	---	--



堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

堺市監査委員	西川良平
同	裏山正利
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行管第401号

令和元年6月17日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成31年3月25日付け監査委員報告第27号	市長公室
平成31年3月25日付け監査委員報告第28号	危機管理室
平成31年3月25日付け監査委員報告第31号	美原区役所
平成31年3月25日付け監査委員報告第33号	堺市立初芝体育館、堺市初芝野球場、堺市初芝テニスコート、堺市立初芝体育館駐車場、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場
平成31年3月25日付け監査委員報告第34号	堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成30年11月1日～平成31年3月25日	
措置を講じた部局等	美原区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、指摘すべき事項として以下のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務の履行確認</p> <p>美原区役所外清掃業務の仕様書では、美原区役所、堺市立美原文化会館及び共用部（廊下、階段等）について、詳細な清掃場所や清掃作業日が定められており、また、清掃業務終了後に、受注者は業務報告書を提出することとされている。</p> <p>しかし、日常清掃について、仕様書のとおり清掃業務を行った旨の記載がない業務報告書の提出を受けているものがあつた。</p>	<p>仕様書では、文化会館及び共用部は毎日清掃することとてしていましたが、土日祝日は文化会館の利用者が多く、清掃業者と利用者との接触事故や清掃用具の電源コードによる転倒事故を防ぐため、利用者がある場合は清掃しないよう指示していました。御指摘を受け、平成31年1月4日に、利用者がある場合も十分な注意の上、電源コードのない清掃用具を用いるなどして、仕様書のとおり清掃するよう指示しました。</p> <p>このほかに、清掃すべきところであるが業務報告書に記載されていなかったものについては、仕様書のとおり清掃していないものと、仕様書のとおり清掃したが報告書</p>	<p>企画総務課</p>

<p>1 (2) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、指摘すべき事項として以下のよう なものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の確認 物品取扱員は、切手等の受払いに係る月計処理時に、当該月に係 る受払いの事実を確認し、現物照合を行うとともに、切手等受払簿 の月計及び累計の行に、確認印を押印することとされている。 しかし、物品取扱員が月計処理時に確認印を押印していないも のがあった。</p> <p>イ 現金出納簿の確認 前渡資金の受入れ又は払出しがあったときは、現金出納簿に記</p>	<p>に記載していないものがあり ました。これに対しては、業 務の履行を徹底するよう、ま た、履行内容を適切に報告す るよう受注者に指示し、記入 漏れ等の疑義がある場合は業 務報告書を受け取った時に受 注者に確認するよう所属長か ら職員に指導しました。</p> <p>今回の御指摘を受け、直ち に、切手等受払簿の押印漏れ の箇所について、受払の内容 が正確であったことを確認 し、物品取扱員は確認印を押 印しました。 また、再発防止に向け、平 成 30 年 12 月 5 日の課内会議 で、所属長から事務処理の流 れを課内全職員に説明したほ か、切手等受払簿に切手等受 払簿記載マニュアルを綴り、 物品取扱員をはじめ各職員に 対し、同マニュアルを確認し ながら事務を処理するよう指 導しました。</p> <p>平成 30 年 11 月 20 日に、前 渡資金受領者が、確認印の漏</p>	<p>市民課</p> <p>美原保健福祉総 合センター</p>
--	---	-------------------------------------

<p>載した上で、前渡資金受領者が確認印を押印しなければならない。 しかし、生活保護扶助費の現金出納簿において、払出時の前渡資金受領者の確認印がないものがあった。</p>	<p>れがあった日の受払内容を確認し、現金出納簿に押印しました。 現在、払出しのあった日には、担当者が前渡資金受領者に現金出納簿を提出し、前渡資金受領者が記載事項、払出内容、現金を確認し、押印するようにしております。</p>	<p>生活援護課</p>
--	---	--------------



堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

堺市監査委員	西川良平
同	裏山正利
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行 管 第 401 号

令和元年6月17日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成31年3月25日付け監査委員報告第27号	市長公室
平成31年3月25日付け監査委員報告第28号	危機管理室
平成31年3月25日付け監査委員報告第31号	美原区役所
平成31年3月25日付け監査委員報告第33号	堺市立初芝体育館、堺市初芝野球場、堺市初芝テニスコート、堺市立初芝体育館駐車場、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場
平成31年3月25日付け監査委員報告第34号	堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立初芝体育館等)		
監査実施期間	平成30年11月1日 ～ 平成31年3月25日		
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：ミズノ・堺市教育スポーツ振興事業団グループ		
指摘事項等	措置内容	所管部課等	
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、年度事業計画書に施設の利用状況に関する統計資料の作成方法を記載しなければならないが、記載していなかった。 また、市はこの点について把握していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、平成31年2月7日付けで年度事業計画書を修正の上、市に提出し、平成31年2月20日付けで承認を得ました。 今後は、市への提出書類と基本協定書が定める項目とを突合し、記載漏れがないように確認をまいります。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者へ年度事業計画書の修正を指示し、平成31年2月7日付けで提出を受け、平成31年2月20日付けで承認しました。 今後は、事業計画書承認の決裁の際に基本協定書が定める項目を決裁文書へ添付し、記載漏れがないか確認するように改めます。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>	
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、自主事業を実施しようとする場合は、市に対して自主事業計画書及び収支計画書を提出し、事前に市の承認を受けなければなら</p>	<p>利用者からの要望を受け、設備面の制約からやむを得ず受付横に冷蔵庫を設置しましたが、すでに承認を得ていた自主事業の一環ととらえ、改</p>	<p>指定管理者</p>	

<p>ない。</p> <p>しかし、指定管理者は、事前に自主事業としての承認を受けずに、初芝体育館の受付横に冷蔵庫を設置し飲料販売を行っていた。</p>	<p>めて手続きすることは不要と考えておりました。</p> <p>御指摘を受け、平成31年2月7日付けで自主事業の変更に係る申請を市へ提出し、平成31年2月15日付けで承認を得ました。</p> <p>今後は、申請の可否を市へ相談し、申請内容を変更する場合、必ず事前承認を受けます。</p>	
<p>(2) 指定管理者は、初芝体育館・テニスコート・野球場・駐車場周辺の警備業務を第三者に委託しており、当該業務において、駐車場の開場を行わせている。</p> <p>堺市立初芝体育館駐車場の開場時間は、5月から8月までの間は午前6時30分であるが、指定管理者によると、体育館等の利用予約が入っていない際は、駐車場の開場を行う警備員の出勤時間を調整していたとのことで、警備報告書では、勤務開始が午前7時となっているものがあった。</p>	<p>原則6時30分からの勤務としていますが、体育館等の利用予約が入っていない際は警備員の勤務時間を調整していました。</p> <p>今後は、市の承認を受け、公示を行っている開場時間であることを認識のうえ、勤務体制を確保し、開場時間を遵守します。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>(3) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ市の承認を得なければならない。</p> <p>しかし、ブルーカーペット伐採及び撤去業務については、承認を得ずに第三者に委託していた。</p>	<p>ブルーカーペット伐採及び撤去については、業務委託との認識がなく、第三者への一部業務委託に係る申請は不要と解釈しておりました。</p> <p>今後は、申請の可否の判断が難しい場合は、市へ相談してまいります。</p>	<p>指定管理者</p>



堺市監査委員公表第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年7月5日

堺市監査委員	西川良平
同	裏山正利
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行管第401号

令和元年6月17日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成31年3月25日付け監査委員報告第27号	市長公室
平成31年3月25日付け監査委員報告第28号	危機管理室
平成31年3月25日付け監査委員報告第31号	美原区役所
平成31年3月25日付け監査委員報告第33号	堺市立初芝体育館、堺市初芝野球場、堺市初芝テニスコート、堺市立初芝体育館駐車場、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場
平成31年3月25日付け監査委員報告第34号	堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市陶器スポーツ広場

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市原池公園体育館等)	
監査実施期間	平成30年11月1日 ～ 平成31年3月25日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：原池スポーツチャレンジ共同体	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 指定管理者が基本協定書に基づいて作成した事業報告書に、以下のようなものがあった。</p> <p>また、市はこれらの点について把握していなかった。</p> <p>ア 一部委託業務の実施状況について、陶器スポーツ広場管理棟の機械警備業務に関する記載がなく、また、植栽管理・除草業務については実施時期及び回数に記載に誤りがあった。</p>	<p>一部委託業務の実施状況について、陶器スポーツ広場管理棟の機械警備業務の記載を失念しておりました。また、事業報告書は前年度のものを参考にして作成しておりましたが、植栽管理・除草業務の実績を記載する際に誤って前年度の内容で記載しておりました。御指摘を受け、事業報告書の修正を行い、平成31年2月9日付けで市へ提出いたしました。今後は年度事業計画書や作業報告書との突合を業務責任者（館長）と副館長で行ってまいります。</p> <p>一部委託業務の実施状況について、記載漏れ及び記載誤りを見落としておりました。御指摘を受け、指定管理者に事業報告書の修正を指示し、平成31年2月13日に受理し</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>イ 市からの貸与備品の異動状況について、備品番号、備品名称及び規格は記載しているものの、異動内容（購入、廃棄、配置場所変更等の区分）は記載していなかった。</p>	<p>ました。今後は年度事業計画書、作業報告書と突合してまいります。</p> <p>市からの貸与備品の異動の状況について、廃棄、管理替え等の区分の記載が漏れておりました。御指摘を受け、廃棄、管理替え等の区分を明確にし、事業報告書の修正を行い、平成 31 年 2 月 9 日付けで市へ提出いたしました。今後は年度末に市から当該年度の備品出納簿の写しを受理し、異動のあった備品を確認のうえ事業報告書を作成いたします。</p> <p>貸与備品の異動状況について、事業報告書に区分の記載が漏れていることを見落とししておりました。御指摘を受け、指定管理者に事業報告書の修正を指示し、平成 31 年 2 月 13 日に受理しました。今後は事業報告書の提出を受けた際に、購入や廃棄等を行った備品との突合を行ってまいります。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>
<p>4 管理運営について (1) 基本協定書では、指定管理者はあらかじめ市の承認を得て業務の一部を第三者に委託することができるが、当該委託先から更に委託させてはならないとされている。 指定管理者によると、当該委託先から更に委託していないとのこ</p>	<p>一部委託先からの再委託について、禁止されていることは認識し、再委託禁止の条項を設けておりましたが、その条文が再委託可能であると読み取れる記載となっております。御指摘を受け、平成 30</p>	<p>指定管理者</p>

<p>とであるが、指定管理者は委託先との間で、更に委託することができる旨の契約を締結しているものがあった。</p>	<p>年12月7日付けで、各委託先と条項変更の覚書を締結しました。</p>	
---	---------------------------------------	--

